



月刊 千葉労働動力

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(動力車会館)

電話 { (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 043 (222) 7207 番

※ 電話番号は4月29日から変更になります

92.4.28 No. 3581

92年新賃金配分交渉はじまる

生活実態を無視した 低額回答に強く抗議

四月一日以降の新賃金の引き上げについて、三月三十一日の各会社からの回答は、組合員・家族の生活実態を無視した低額回答であり、組合要求からはほど遠いものであった。

労働総連合は、この賃金引き上げ内容に対して強く抗議し、組合員・家族の生活実態を率直に受けとめ、四月十五日、次の通り新賃金に関する配分要求を東日本・貨物両社に提出した。

JR東日本に対する組合要求
労働総連合申一〇号―骨子

- 一、ベ・ア原資の配分について
- 一、基本給を重点に改訂すること
- 二、都市手当について、次のとおり改訂すること。
- ①千葉県・市原市、木更津市をC級地とすること。
- ②茨城県・藤代市、牛久市、土浦市をC級地とすること。
- ③埼玉県・桶川市、北本市、鴻巣市、吹上町、行田市、熊谷市をC級地とすること。
- ④他の都市手当は、ベ・アによるスライド分の範囲とすること。
- 三、扶養手当について、配偶者を一一〇〇〇円に引き上げるこ

と。
四、国鉄当時採用者について、他の年度と均衡を欠いている年度の採用者および「中高年齢層」に対し賃金は正を行うこと。

JR貨物に対する組合要求
労働総連合申一一号―骨子

- 一、ベ・ア原資の配分について
- 一、基本給を重点に改訂すること
- 二、都市手当については、基本給引き上げによるスライド分の範囲内とすること。
- 三、扶養手当について、扶養親族の第一子を三千元に引き上げること。
- 二、ベ・ア原資とは別枠で、次のとおり改善すること
- ①全員に2号俸相当分を上積みすること。
- ②五七年採用者運転士に対して十号俸を上積みすること。
- 二、五十五歳以上の基本給引き上げを行うこと。

- 3、地域手当級地区分について、千葉市を3級地にすること。
- 4、扶養親族に対する所得制限額を年間一二〇万円に引き上げること。
- 5、高卒採用給については、民間水準を考慮して引き上げるこ

貨物が配分の 考え方を 回答(昨27日)

四月二十四日、組合要求にもとづき第一回目の団体交渉が、東日本・貨物両社ともに行われたが、JR東日本は組合要求の趣旨説明が主要であった。JR貨物は、四月中に整理して行きたいと考え方を明らかにし、二十七日、次のとおりの内容を明らかにした。

JR貨物の新賃金配分の考え方

- A・五五歳未満の社員
- 1 基本給
基本給表作成にあたっては、率主体(約七割)の配分を行う。
- 2 都市手当
支給割合をそれぞれ改訂する
- ① A級地を「一四・五%」に
- ② B級地を「九・五%」に

- ③ C級地を「五・五%」に。
- 3 扶養手当
十八歳未満の子のうち2人目以降の子の支給額を「一八〇〇円」に。

所得限度額を「一二〇万円」に
B・五五歳以上の社員
1 制度改正
五五歳に到達した社員の基本給、現行「六五%」を「七〇%」に、「五五%」を「六〇%」にそれぞれ改訂する。

- 2 基本給
五五歳以上の配分原資から、地域・扶養各手当の使用原資を差し引いた原資をもって、定率で配分
- 3 地域手当
千葉市の級地区分を「3級地」に改訂する。
- 4 扶養手当
五五歳未満と同様に改訂。
- C・精算日は六月二十五日以降準備出来次第とする。

(以上要旨、詳しくは交渉ニュースを参照して下さい)

あす29日
反戦統一行動
指定列車
千葉発11時17分快速

30日、全支部
物販担当者
会議 18時より